

(様式1)

証 明 書

記入例

氏名、名称又は施設の名称		上越 太郎 上越 花子	
住所 } の表示 居 所 } 施設の場所 }	実施前	新潟県高田市本町一丁目〇〇番地	
	実施後	新潟県高田市本町一丁目〇番〇号	
住居表示の実施期日		昭和 平成・令和 43 年 11 月 1 日	
<p>(宛先) 上越市長</p> <p>住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。</p> <p>令和 4 年 10 月 1 日</p> <p>住所 上越市木田一丁目1番3号</p> <p>申請者 氏名 上越 太郎</p> <p>(担当者氏名： 電話番号：)</p> <p>※法人・団体の場合は、担当者名等を記載することで押印省略可</p>			

書き損じた場合は、訂正不可のため書き直すこと。

ハイフン等で省略記載せず、「〇丁目〇番〇号」など正確に記載すること。
※「大字」の記載も要確認！

個人の場合は押印不要

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

新潟県上越市長 中川 幹太

(様式1)

証 明 書

記入例

氏名、名称又は施設の名称		上越 太郎 上越 花子	
住居住所 } の表示 施設の場所 }	実施前	新潟県上越市大字木田644番地	
	実施後	新潟県上越市木田一丁目1番3号	
住居表示の実施期日		昭和・平成・令和 5 年 6 月 1 日	
<p>(宛先) 上 越 市 長</p> <p>住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。</p> <p>令和 4 年 10 月 1 日</p> <p>住所 上越市木田一丁目1番3号</p> <p>申請者 氏名 上越 太郎</p> <p>(担当者氏名： 電話番号：)</p> <p>※法人・団体の場合は、担当者名等を記載することで押印省略可</p>			

書き損じた場合は、訂正不可のため書き直すこと。

ハイフン等で省略記載せず、「〇丁目〇番〇号」など正確に記載すること。
※「大字」の記載も要確認！

個人の場合は押印不要

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

新潟県上越市長 中 川 幹 太

(様式2)

証 明 書

記入例

書き損じた場合は、訂正不可のため書き直すこと。

住民要望に基づく字の変更証明書

- ①H22.2.1 日之出町
南本町1丁目
- ②H24.10.31 米町
- ③H26.11.1 下門前(地番変更のないもの)

氏名、名称又は施設の名称		上越 太郎
住所 } の表示 居所 } 施設の場所 }	実施前	新潟県上越市大字下門前〇〇〇番地
	実施後	新潟県上越市下門前〇〇〇番地
住所変更の実施期日		昭和・平成・令和 26 年 11 月 1

ハイフン等で省略記載せず、正確に記載すること。

(宛先) 上 越 市 長

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、上記のとおり住所等の町名の変更があったことを証明願います。

令和 4 年 10 月 1 日

住所 上越市木田一丁目1番3号

申請者

氏名 上越 太郎

個人の場合は押印不要

(担当者氏名： 電話番号：)

※法人・団体の場合は、担当者名等を記載することで押印省略可

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

新潟県上越市長 中 川 幹 太

(様式4)

証 明 書

記入例

書き損じた場合は、訂正不可のため書き直すこと。

土地改良事業に伴う字の変更証明書

①H29.3.14 大字上箱井

氏名、名称又は施設の名称

上越 太郎 上越 花子

住所 } の表示
居所 }
施設の場所 }

実施前

新潟県上越市大字上箱井〇〇〇番地

実施後

新潟県上越市大字上箱井×××番地

ハイフン等で省略記載せず、正確に記載すること。
※「大字」の記載も要確認！

住所変更の実施期日

昭和・平成・令和 27 年 3 月 20 日

(宛先) 上越市長

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項及び土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、上記のとおり住所等の町名地番の変更があったことを証明願います。

令和 4 年 10 月 1 日

住所 上越市木田一丁目1番3号

申請者

氏名 上越 太郎

個人の場合は押印不要

(担当者氏名： 電話番号：)

※法人・団体の場合は、担当者名等を記載することで押印省略可

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

新潟県上越市長 中川 幹太